

28消安第4228号  
28消安第4230号  
28生産第1606号  
28生産第1607号  
28生産第1602号  
28生畜第1121号  
28生畜第1120号  
平成28年12月27日

改正 平成29年6月7日  
29消安第1464号  
29消安第1482号  
29生産第528号  
29生産第542号  
29生産第531号  
29生畜第271号  
29生畜第272号

北海道農政事務所消費・安全部長  
北海道農政事務所生産経営産業部長  
各地方農政局消費・安全部長  
各地方農政局生産部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

消費・安全局農産安全管理課長  
消費・安全局畜水産安全管理課長  
生産局園芸作物課長  
生産局技術普及課長  
生産局農業環境対策課長  
生産局畜産部畜産振興課長  
生産局畜産部飼料課長

牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について

牛ふん堆肥に含まれるクロピラリドが原因と疑われる作物の生育障害の発生に関しては、「牛ふんたい肥の施用によるトマト及びミニトマトの生育障害発生への対応について」（平成17年11月25日付け17生産第4619号消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安

全管理課長、生産局農産振興課長、野菜課長、畜産部畜産企画課長連名通知)により、生産経営流通部長に対して実態調査の実施、農家への注意喚起等を、消費・安全部長に対して堆肥製造・販売業者へ注意喚起をお願いしたところです。

また、その後、クロピラリドによる被害軽減対策を確立する目的で行われた研究の成果として、平成21年に、「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」((独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所)が公表され、各都道府県における指導に活用いただいていたところです。

しかしながら、依然としてクロピラリドが原因と疑われる生育障害の発生事例が散見されることから、下記のとおり、生育障害発生の防止及び生育障害が発生した場合の対策のための関係者による取組を強化することとしますので、貴局管内の各都道府県と協力の上、対応方をお願いします。

クロピラリドについては、家畜や人に対する毒性は低く、また、時間が経てば家畜の体内から速やかに尿中に排出される(給与後32時間で90%以上)ため、輸入される飼料に含まれるクロピラリドが原因となって、家畜やその畜産物(肉、乳等)を摂取した人に対して健康被害をもたらすことはないと考えられることを申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、上記通知は廃止します。

## 記

### 1. 基本的考え方

クロピラリドは、国内では農薬として登録されていない(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第2項(同法15条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく農薬の登録の申請がない。)。一方で、米国、豪州、カナダ等、飼料の輸入先において幅広く使用されている難分解性の除草剤の成分であり、輸入飼料(輸入された粗飼料、穀類及びこれらが加工されたもの(マメ科のもの等クロピラリドに感受性があるものを除く。))であって、家畜に飼料として給与されるものをいう。以下同じ。)を給与された牛の排せつ物又はこれを原料とした堆肥に含まれている可能性がある。堆肥中のクロピラリド濃度は、給与している飼料の違いから、牛の用途(肥育牛、乳用牛等)によって異なる傾向があり、肥育牛由来の堆肥は、乳用牛由来の堆肥に比べて濃度が高い傾向にある。また、クロピラリドに対する作物の感受性(生育障害の発生のしやすさ)は、作物の種類によってかなりの差がある。(別紙1)なお、これまでの各県からの報告においては、クロピラリドが原因と考えられる生育障害は、主に育苗中のポット栽培や施設栽培において生じている。また、豚ふん又は鶏ふんのみ由来する堆肥の施用による生育障害の報告はない。

このため、クロピラリドによる園芸農家・育苗業者等(豆類及びマメ科牧草の栽培農家並びに育苗を行う農家を含む。以下同じ。)の被害の発生を防止するためには、輸入飼料、牛の排せつ物、牛由来の堆肥又は当該堆肥を含む培土を他者に提供する者(販売し、無償で譲渡し、又は稲わら等と交換する者を含む。以下同じ。)が、これらにクロピラリドが含まれている可能性がある旨の情報をその提供先と共有し、当該情報を共有した園芸農家・育苗業者等が自ら栽培する作物及び作物の栽培方法を踏ま

えて、作物に対する影響を必要に応じ適切な方法で確認し、より生育障害を軽減する方法を選択することが重要である。

また、これらの取組を関係者が適切に実施できるようにするとともに、生育障害が発生した場合の対策を円滑に進めるためには、取組内容の現場への周知徹底、発生事例の速やかな報告、原因究明に向けた調査への関係者の協力及び関係者間での情報の適切な共有が重要である。

これらのことから、輸入飼料を家畜に給与する畜産農家（牛を飼養し、牛の排せつ物又はこれを原料とした堆肥（以下「牛の排せつ物等」という。）を提供する畜産農家に限る。以下同じ。）、輸入飼料を給与した牛の排せつ物に由来する堆肥（以下「牛由来堆肥」という。）の製造業者・販売業者、牛由来堆肥を含む培土の製造業者・販売業者、園芸農家・育苗業者等及び都道府県に対してそれぞれ2から6までの指導を行うとともに、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、7の取組を行うこととする。

なお、飼料関係業者に対しては、別途、関係団体を通じて、輸入飼料中のクロピラリド濃度の低減に努めるとともに、「牛由来堆肥を、感受性の高い作物に施用する場合は留意する必要があること。」について、輸入飼料及びこれらを原料とする飼料の販売先及び畜産農家等に周知するよう別添写しのとおり、本通知の発出に併せて指導することとしているので、申し添える。

## 2. 畜産農家の取組

地方農政局等の担当部長は、畜産農家に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

- (1) 牛の排せつ物等の提供先と、「牛には、一般に輸入飼料が給与されているため、牛由来堆肥にはクロピラリドが含まれている可能性があり、特に肥育牛の排せつ物を多く含む堆肥には、高い濃度でクロピラリドが含まれている可能性がある。このため、園芸作物等（豆類及びマメ科牧草を含む。以下同じ。）への使用に当たっては作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある。」旨の情報を確実に共有すること。特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物で堆肥及び培土の利用を予定する園芸農家・育苗業者等との間では、確実にこの情報を共有するものとする。
- (2) それまで取引のない提供先に新たに牛の排せつ物等を供給する場合のほか、新たに輸入飼料を給与し始めた場合や輸入飼料の購入先を切り替えた場合等、クロピラリドが含まれている可能性に変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること。
- (3) 自ら堆肥を生産している畜産農家が、牛由来堆肥をトマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物を生産する園芸農家・育苗業者等に提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を堆肥の提供先に伝達すること。
- (4) 園芸農家・育苗業者等に提供した牛の排せつ物等によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告する

とともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。

また、当該牛の排せつ物等が原因であると確認され、更に原因となる飼料が特定された場合は、関係する飼料業者に対してその旨を伝達するとともに、輸入飼料中のクロピラリド濃度の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

### 3. 堆肥製造・販売業者の取組

地方農政局等の担当部長は、堆肥製造・販売業者に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

- (1) 牛由来堆肥の提供先と、「牛には、一般に輸入飼料が給与されているため、牛由来堆肥にはクロピラリドが含まれている可能性があり、特に肥育牛の排せつ物を多く含む堆肥には、高い濃度でクロピラリドが含まれている可能性がある。このため、園芸作物等への使用に当たっては作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある。」旨の情報を確実に共有すること。特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物で、堆肥の利用を予定する園芸農家・育苗業者等との間では、確実にこの情報を共有するものとする。
- (2) それまで取引のない提供元から新たに牛の排せつ物等の提供を受ける場合のほか、提供元からクロピラリドが含まれている可能性に変化が生じていることが想定される旨の情報の伝達があった場合は、十分に留意すること。
- (3) 牛由来堆肥を提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を牛由来堆肥の提供先に伝達すること。
- (4) 園芸農家・育苗業者等に提供した牛由来堆肥によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。また、当該牛由来堆肥が原因であると確認された場合は、原料となった牛の排せつ物等の提供者である畜産農家に対してその旨を伝達すること。さらに、原料となる飼料が特定された場合は、輸入飼料中のクロピラリド濃度の低減に向けた取組を徹底するよう伝達し、畜産農家は関係する飼料業者に対しその旨を要請すること。

### 4. 培土製造・販売業者の取組

地方農政局等の担当部長は、培土製造・販売業者に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

- (1) 培土の製造に牛由来堆肥を使用している場合は、必要に応じて原料の配合を変更する等、クロピラリド濃度の低減に努めること。
- (2) 培土の提供先と、「牛には、一般に輸入飼料が給与されているため、牛由来堆肥にはクロピラリドが含まれている可能性があり、特に肥育牛の排せつ物を多く含む堆肥には、高い濃度でクロピラリドが含まれている可能性がある。このため、当該堆肥を含む培土の園芸作物等への使用に当たっては作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある。」旨の情報を確実に共有すること。特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物で培土の利用を予定する園芸農家・育苗業者等との間では、確実にこの情報を共有するも

のとする。

- (3) それまで取引のない提供元から新たに牛由来堆肥の提供を受ける場合のほか、提供元からクロピラリドが含まれている可能性に変化が生じていることが想定される旨の情報の伝達があった場合は、十分に留意すること。
- (4) 牛由来堆肥を含む培土を提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を培土の提供先に伝達すること。
- (5) 園芸農家・育苗業者等に提供した培土によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。また、当該培土が原因であると確認され、さらに原因となる牛由来堆肥が特定された場合は、原料となった牛の排せつ物等の提供者である畜産農家に対してその旨を伝達すること。また、原料となる飼料が特定された場合には、畜産農家に対して輸入飼料中のクロピラリドの濃度の低減に向けた取組を徹底するよう伝達し、畜産農家は関係する飼料業者に対しその旨を要請すること。

## 5. 園芸農家・育苗業者等の取組

地方農政局等の担当部長は、園芸農家・育苗業者等に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

- (1) 堆肥及び培土の提供を受ける際は、原材料に関する情報を提供元に確認するとともに、提供元において生物検定を実施している場合は、その結果の提供を求めること。

特に、堆肥及び培土の購入先を切り替えた場合、堆肥及び培土の購入先から「輸入飼料の購入先を切り替えた。」等の情報の伝達があった場合、堆肥の散布量を増やす場合、栽培する作物の品目・品種を変える場合等、クロピラリドによる生育障害発生の可能性に変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること。
- (2) 提供を受けた堆肥及び培土に牛由来堆肥が含まれている、又はその可能性があり、かつ、生育障害の発生の可能性がないことを確認できない場合は、クロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施するなど、当該堆肥及び培土の利用を予定している園芸作物等に生育障害が生じるおそれがないことを確認した上で使用すること。

あるいは、生育障害の発生が生じるおそれの少ないイネ科作物や露地栽培のほ場に施用すること。
- (3) 牛由来堆肥を施用する際は、各都道府県の施肥基準等に即し、堆肥の施用量及び施用方法を適正に守ること。
- (4) 特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物を施設やポットで栽培する場合は、次による方法を選択するなど、生育障害を未然に防ぐ取組を実施すること。
  - ① 牛由来堆肥（特に肥育牛由来のもの）以外の他の畜種の堆肥や原材料に変更するなど、牛由来堆肥の投入量を低減すること。
  - ② 牛由来堆肥を施用する場合は、耕起により土壌とよく混和すること。
- (5) 堆肥及び培土の利用によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生した

ことを確認した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、堆肥及び培土の提供者に対し、その旨を伝達すること。

また、自らの経営において生産した堆肥及び培土の利用により、生育障害が発生したことを確認した場合であって、原因となる飼料が特定された場合は、関係する飼料業者に対してその旨を伝達するとともに、輸入飼料中のクロピラリドの濃度の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

## 6. 都道府県の取組

地方農政局等の担当部長は、都道府県に対し、以下の取組を適切に実施するよう指導を徹底すること。

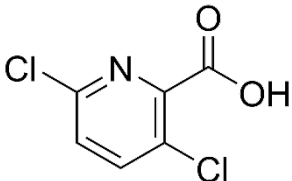
- (1) 園芸作物への被害を軽減するとともに堆肥の流通や使用が円滑に行われるよう、各地域の堆肥の種類や栽培される作物等や輸入飼料の利用状況及び家畜の飼養状況を踏まえて、関係者間の情報共有の推進及び適切な指導を行うこと。
- (2) 管内の畜産農家、堆肥製造・販売業者、培土製造・販売業者及び園芸農家・育苗業者等に対し、管内の市町村や農業団体の協力を得ながら、可能な限り多くの手段（リーフレット、農協の園芸部会・畜産部会、メールマガジン、インターネット等）を用いて、それぞれ2から5までの内容の周知徹底を図ること。また、関係部局で連携の上、管内の各地域における輸入飼料の利用状況、家畜の飼養状況及び園芸作物等の生産状況等を踏まえて効率的な周知に努めること。
- (3) 地方農政局等を通じ、(2)の周知活動等の結果を国（農林水産省生産局農業環境対策課）へ報告すること。
- (4) クロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、別紙2の「クロピラリドによることが疑われる生育障害発生時対応フロー」に沿って必要な対応を行うこととし、その際、特に、以下に留意すること。
  - ① 生物検定又は残留農薬分析の実施前であっても、情報を把握した段階で可能な限り速やかに、地方農政局等を通じて報告すること
  - ② 輸入飼料、堆肥及び培土に対する生物検定又は残留農薬分析を速やかに開始するとともに、別紙3の報告様式に記載の上、地方農政局等を通じて国へ報告すること。
  - ③ 生物検定又は残留農薬分析の結果を得た場合も、地方農政局等を通じて国に速やかに報告すること。
  - ④ 原因であると疑われる堆肥及び培土の提供元において原料を調査するとともに、当該提供元による堆肥及び培土の他の提供先を特定し、当該堆肥及び培土により生育障害が発生していることを伝達する。
  - ⑤ 生物検定の結果によりクロピラリドによる生育障害が確認された時点で、被害が広がらないよう堆肥及び培土の提供者を適切に指導すること。
  - ⑥ ④及び⑤の取組を実施する際に、都道府県域を超える場合は、地方農政局等に対して協力を依頼すること。
- (5) (4)の取組を実施する際は、「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」（平成21年（独）農業・食品産業技術総合研究機構畜産

草地研究所) を活用するとともに、畜産農家、堆肥製造・販売業者、培土製造・販売業者及び園芸農家・育苗業者等においても当該マニュアルに沿った適切な対応がなされるよう指導・助言を行うこと。

## 7. 地方農政局等の取組

地方農政局等は、クロピラリド対策の効果的な実施を図るため、以下の取組を適切に実施すること。

- (1) 局内関係課室長をメンバーとする連絡会議を設置し、関連情報の共有化を徹底すること。また、都道府県に対して指導、情報提供等を行う際は、都道府県の消費・安全部局、作物担当部局、畜産担当部局及び普及担当部局へ等しく、かつ、確実にを行うよう配慮すること。
- (2) 都道府県から6の(3)、6の(4)の①、6の(4)の②又は6の(4)の③の報告を受けた際に、周知活動や記載事項が十分でない場合は、適宜、当該都道府県に対して指導や助言を行うこと。
- (3) 都道府県から6の(4)の⑥の協力依頼を受けた際は、調査、伝達又は指導がそれぞれ円滑に行われるよう、関係する都道府県との連絡・調整を行うこと。

名称	クロピラリド (Clopyralid)										
構造											
用途	除草剤										
作用機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホルモン型の除草剤であり、オーキシン作用を攪乱することにより、除草効果を示すと考えられている。</li> </ul>										
登録状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の登録はなし。米国、カナダ、豪州等で麦類、牧草、とうもろこし等に登録あり。</li> </ul>										
農業生産系における動態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クロピラリドを成分とする除草剤が散布された牧草等には、クロピラリドが残留する。</li> <li>・ クロピラリドを成分とする除草剤が使用された輸入飼料を給与された家畜のふん尿に移行する。なお、牛乳や肉等にはほとんど移行しない。</li> <li>・ クロピラリドは難分解性で、堆肥化しても分解されにくく、堆肥中のクロピラリド濃度は低下しにくい。</li> <li>・ クロピラリドが残留した堆肥を施用すると、感受性の高い植物が異常生育を起こすことがある。</li> </ul>										
作物感受性 (被害の受けやすさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作物によってクロピラリドに対する感受性は異なり、敏感な植物については、数 ppb<sup>注)</sup> という非常に低い濃度で異常生育が発生する可能性がある。</li> <li>・ 最も感受性の高い植物は、主にナス科、マメ科、キク科、セリ科に属する。一方、イネ科の麦・牧草・トウモロコシ、アブラナ科のキャベツ、ブロッコリー、ハクサイ、果樹類などには、通常の施用量であれば影響しない。</li> </ul> <p>注) ppb (ピーピーピー) について ppb (ピーピーピー) とは 10 億分の 1 の濃度の単位で、非常に微量な濃度を表す単位である。単位の表し方として、1ppb=1µg/kg=1mg/t は同じになる。</p> <p><b>クロピラリドに対する耐性*</b></p> <table border="1" data-bbox="414 1635 1404 1926"> <tr> <td>極弱：</td> <td>トマト、ダイズ、エダマメ、サヤエンドウ、ソラマメ、ヒマワリ、コスモス、アスター、スイートピー、クリムゾンクローバー</td> </tr> <tr> <td>弱：</td> <td>ニンジン、エンダイブ、トレビス、シュンギク、フキ、サヤインゲン、ピーマン、シシトウ、キク、ヒャクニチソウ</td> </tr> <tr> <td>中：</td> <td>レタス類**、セルリー、パセリ、イタリアンパセリ、キュウリ、メロン、トウガン、ニガウリ、スイカ、ナス、パレイショ、ラッカセイ、アズキ、ササゲ、ソバ、オクラ、ゴボウ、モロヘイヤ、ツルムラサキ、ヒユナ、ミツバ、タバコ、ベチュニア、マリーゴールド、ベニバナ、ルピナス、オステオスペルマム</td> </tr> <tr> <td>強：</td> <td>アブラナ科、ユリ科、アカザ科、シソ科、ナデシコ科、ヒルガオ科、バラ科</td> </tr> <tr> <td>極強：</td> <td>イネ科</td> </tr> </table> <p>* 品種により耐性評価のランクが変動する場合がある ** レタス類：結球レタス、サニーレタス、グリーンリーフ、ロメインレタス、チマサンチュ、サラダ菜、ステムレタス</p>	極弱：	トマト、ダイズ、エダマメ、サヤエンドウ、ソラマメ、ヒマワリ、コスモス、アスター、スイートピー、クリムゾンクローバー	弱：	ニンジン、エンダイブ、トレビス、シュンギク、フキ、サヤインゲン、ピーマン、シシトウ、キク、ヒャクニチソウ	中：	レタス類**、セルリー、パセリ、イタリアンパセリ、キュウリ、メロン、トウガン、ニガウリ、スイカ、ナス、パレイショ、ラッカセイ、アズキ、ササゲ、ソバ、オクラ、ゴボウ、モロヘイヤ、ツルムラサキ、ヒユナ、ミツバ、タバコ、ベチュニア、マリーゴールド、ベニバナ、ルピナス、オステオスペルマム	強：	アブラナ科、ユリ科、アカザ科、シソ科、ナデシコ科、ヒルガオ科、バラ科	極強：	イネ科
極弱：	トマト、ダイズ、エダマメ、サヤエンドウ、ソラマメ、ヒマワリ、コスモス、アスター、スイートピー、クリムゾンクローバー										
弱：	ニンジン、エンダイブ、トレビス、シュンギク、フキ、サヤインゲン、ピーマン、シシトウ、キク、ヒャクニチソウ										
中：	レタス類**、セルリー、パセリ、イタリアンパセリ、キュウリ、メロン、トウガン、ニガウリ、スイカ、ナス、パレイショ、ラッカセイ、アズキ、ササゲ、ソバ、オクラ、ゴボウ、モロヘイヤ、ツルムラサキ、ヒユナ、ミツバ、タバコ、ベチュニア、マリーゴールド、ベニバナ、ルピナス、オステオスペルマム										
強：	アブラナ科、ユリ科、アカザ科、シソ科、ナデシコ科、ヒルガオ科、バラ科										
極強：	イネ科										

参照：「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」  
((独) 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所)



被害農家からの第一報

被害農家に関する調査

生育障害

- 障害が発生した時期・作物名・場所(市町村名)
- 被害農家数・堆肥施用量
- 障害の状況・クロピラリドであると判断した理由
- 堆肥提供元の特定
- 堆肥受入時の情報提供の有無
- 使用前の生物検定の実施の有無

畜産農家

堆肥提供元

堆肥製造業者

堆肥製造業者に関する調査

堆肥製造

- 堆肥の原料・生産方法
- 家畜排せつ物提供元(畜産農家)の特定
- 堆肥提供先の特定
- 堆肥提供時の情報提供の有無
- 提供前の生物検定の実施の有無

生物検定

陰性

陽性

- 堆肥提供先への情報提供
- 被害が広がらないよう堆肥製造業者を指導

- 堆肥のクロピラリド残留分析
- 飼料のクロピラリド残留分析

畜産農家に関する調査

輸入粗飼料の提供

- 輸入粗飼料は使用されていたか
- 粗飼料購入元・輸入業者
- 粗飼料の種類・生産国・給与量
- 飼料給与前の生物検定の実施の有無

家畜排せつ物の提供

- 家畜排せつ物提供先の特定
- 家畜排せつ物提供時の情報提供の有無

堆肥製造(堆肥を製造している場合)

- 堆肥の原料・生産方法
- 堆肥提供先の特定
- 堆肥提供時の情報提供の有無
- 提供前の生物検定の実施の有無

生物検定

陰性

陽性

- 家畜排せつ物(堆肥)の提供先への情報提供
- 被害が広がらないよう畜産農家(堆肥製造業者)を指導

- 堆肥のクロピラリド残留分析
- 飼料のクロピラリド残留分析

- 飼料輸入業者に取組の徹底を要請するよう畜産農家を指導

作物・肥料担当部局

畜産担当部局

クロピラリドによることが疑われる生育障害事例報告書

都道府県名：〇〇県 事例番号：〇件（総数 〇件のうち）

（注1. 発生が複数地域ある場合、本調査票を複製し、地域毎に報告すること）

（注2. 国への報告については、調査結果を待たず、クロピラリドが原因と疑われる生育障害の発生を把握した段階において、速やかにお願います。）

（記入担当者）

所属：〇〇部 〇〇課

氏名：

電話番号：

E-mail：

1. 生育障害の概要

（1）事例発生時期：（記載例：農家からの被害届け：平成〇年〇月〇日、  
普及指導センターによる確認：〇月〇日）

（2）作物名：〇〇、△△

（3）発生市町村： 発生地区：

（4）被害農家数：

（5）生育障害の状況とクロピラリドによるものと疑われる理由：

（可能な範囲で経営面での被害規模も記入）

（6）堆肥の施用量： 〇トン／10a

（7）堆肥の提供元：（堆肥センター、自家製、近隣の畜産農家から 等）

※ 堆肥センターを選んだ場合は「2. 堆肥製造に関する情報」へ

※ 近隣畜産農家からを選んだ場合は「3. 畜産農家に関する情報」へ

（8）堆肥受入時の情報提供：有・無

（9）使用前の生物検定の実施：有・無

2. 堆肥製造に関する情報

（1）名称

（2）所在地 都道府県： 市町村：

（3）堆肥の原料：（畜種、家畜排せつ物以外の原料）

（4）堆肥化処理の方法：（堆肥化期間、処理方式、昇温管理等を記述）

（5）原料提供元（畜産農家）の特定：

①特定可能（農家戸数 戸） ②特定不可能

※ ①を選んだ場合は「3. 畜産農家に関する情報」へ

（6）堆肥提供先：

（7）家畜排せつ物受入時の情報提供の有無：有・無

（8）堆肥提供時の情報提供：有・無

（9）提供前の生物検定の実施：有・無



写

(別添)

29 消安第 1505 号  
29 生畜第 274 号  
平成 29 年 6 月 7 日

飼料輸出入協議会理事長  
全国飼料輸入協議会会長  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長  
協同組合日本飼料工業会会長  
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長  
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長  
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長  
全国精麦工業協同組合連合会会長  
全国飼料卸協同組合理事長

宛

(農林水産省) 消費・安全局畜水産安全管理課長  
生産局畜産部飼料課長

輸入飼料に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育  
障害への対応について

輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが原因として疑われる生育障害の事例が散見されたことから、農林水産省では徹底した対応を行うため、「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成 28 年 12 月 27 日付け関係課長通知<sup>(注)</sup>。以下「7 課長連名通知」という。)を発出したところです。

併せて、輸入粗飼料に含まれるクロピラリドの濃度低減に努めるとともに、クロピラリドが含まれることを否定できない粗飼料を販売する場合は、当該飼料を給与した牛ふん堆肥の施用に留意する必要があることについて、販売先に確実に伝達するよう「輸入粗飼料に残留したクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害への対応について」(平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4271 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び 28 生畜第 1122 号生産局畜産部飼料課長連名通知。以下「2 課長連名通知」という。)により要請したところです。

その後、さらに、輸入された飼料及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査を行ったところ、輸入された粗飼料、小麦、大麦、とうもろこし、こうりゃん及び小麦ふすま並びに輸入された穀類を原料とする皮付き圧ぺん大麦、小麦ふすま及び大麦ぬかにおいて、また、牛ふん堆肥において別添 1 のとおりの結果が得られました。

また、平成 28 年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の緊急対応研究課題「堆肥に残留する低濃度クロピラリドの定量法の開発及び作物被害との関係解明のための調査研究」を行った結果、一部の作物又は品種において、クロピラリドによる生育障害が生じる土壤中の濃度が明らかとなるとともに、その濃度が作物や品種により異なることが明らかとなりました(別添 2)。

一方、これまでの各県からの報告においては、クロピラリドが原因と考えられる生育障害は、主に育苗中のポット栽培又は施設栽培において生じており、豚ふ

ん又は鶏ふんのみ由来する堆肥の施用による被害は報告されていません（別添3）。

これらの新たな知見や状況を踏まえて、クロピラリドによる園芸作物等の生育障害を防止するため、今般、農林水産省では、7課長連名通知の一部を改正したところです（別添4）。

以上に鑑み、貴会におかれましては、下記について対応いただきますよう会員に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、上記2課長連名通知は廃止します。

## 記

- 1 輸入飼料中のクロピラリド濃度の低減を図るため、
  - (1) 輸入飼料（輸入された粗飼料、穀類及びこれらが加工されたもの（マメ科のもの等クロピラリドに感受性があるものを除く。）であって、家畜に飼料として給与されるものをいう。以下同じ。）について、クロピラリドの使用状況を把握し、必要に応じて残留農薬分析を行うなど、合理的に達成可能な範囲で可能な限りクロピラリド濃度の低減に努めること。
  - (2) このうち、粗飼料については、ごく低濃度のもの（定量下限未満）が大部分を占める一方、一部に高い濃度のものが認められたことから、
    - ア 残留農薬分析の点数の増加や検出濃度（定量下限）の引下げ
    - イ クロピラリドが使用されていないことが確認されていない粗飼料を取り扱わない等によりクロピラリド濃度の低減の取組強化に努めること。
- 2 「輸入飼料を給与した牛の排せつ物に由来する堆肥を、トマト、ナス、スイートピー、マメ科牧草等のクロピラリドに対して感受性の高い作物に施用する場合は、生育障害が出ないことを生物検定により確認したり、堆肥製造時に活性炭を混合する等の生育障害軽減対策を実施した上で施用する必要があること。」  
について、輸入飼料及びこれらを原料とする飼料の販売先及び牛を飼養する農家等に周知すること。  
なお、周知に当たっては、別添5のパンフレットを適宜御活用願いたい。
- 3 1及び2についての会員の取組状況について、別紙の調査票により平成29年7月7日（金）までに農林水産省生産局飼料課需給対策第1班（メールアドレス：shiryou\_zousan@maff.go.jp 又はFAX:03-3502-8294）に御報告願います。

(注) 平成28年12月27日付け28消安第4228号消費・安全局農産安全管理課長、28消安第4230号畜水産安全管理課長、28生産第1606号生産局園芸作物課長、28生産第1607号技術普及課長、28生産第1602号農業環境対策課長、28生畜第1121号畜産部畜産振興課長、28生畜第1120号飼料課長連名通知

(別紙1～5は略)

写

29 消安第 1505 号  
29 生畜第 274 号  
平成 29 年 6 月 7 日

各地方農政局 消費・安全部長  
生産部長  
北海道農政事務所消費・安全部長  
生産経営産業部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

※<sup>1</sup>（農林水産省）消費・安全局畜水産安全管理課長  
生産局畜産部飼料課長

輸入飼料に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育  
障害への対応について

このことについて、別添のとおり飼料関係団体に通知したので、※<sup>2</sup>貴局管内の  
都道府県に対し、管内の飼料製造業者及び販売業者に周知するよう依頼願いたい。

また、周知の状況について、別途報告を依頼する予定としているので、申し添  
える。

※1 内閣府沖縄総合事務局宛てには、括弧書きを付す。

※2 北海道農政事務所宛てには、「貴所管内の都道府県」を「貴所管内」とす  
る。

(別紙)

クロピラリドによる生育障害防止に関する取組状況調査票

団体名： \_\_\_\_\_

1 クロピラリド濃度低減のための取組状況

会員名等	取組内容
(例) ○○株式会社	輸入牧草のモニタリング検査について、調査点数を増加するとともに、定量限界を引き下げて (0.05mg/kg→0.01mg/kg) 実施することとした。
(例) △△株式会社	輸入穀物について、新たにクロピラリドの残留農薬分析を行うこととし、その結果について販売先に伝達することとした。

2 輸入飼料を給与した牛由来の牛ふん堆肥に係る留意事項についての周知状況

会員名等	取組内容
(例) △△株式会社	パンフレットにより園芸農家等においては牛ふん堆肥の施肥に際し留意が必要なことについて、販売先に周知した。